

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（経営指導課）
- 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則（シ）
- 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則（シ）

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- 一 農業近代化資金の利子補給率を次のとおり引き下げることとした。（第二条、別表関係）

資金の区分	利子補給率（年・パーセント）			
	現行	改正後	現行	改正後
(一) 農舎等の改良、造成又は取得に必要な資金	二・二	一・八	二・二	一・八
(二) 果樹等の植栽又は育成に必要な資金	二・一	一・八	二・〇	一・八
(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金	二・一	一・八	二・〇	一・八
(四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの	二・二	一・八	二・二	一・八
(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	二・二	一・八	二・二	一・八
(六) 農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金	二・二	一・八	二・〇	一・八
(七) その他知事が特に必要と認める指定する資金	二・一	一・八	二・〇	一・八
(八) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金 (市町村が年〇・二七五パーセント（現行年〇・四五パーセント）の利子補給をする場合に限る。)	二・五五	二・〇七五	二・五五	二・〇七五
(九) 畜産経営に伴う公害を防止するために貸し付ける(一)又は(二)に掲げる資金 (市町村が年〇・三六パーセント（現行年〇・三六パーセント）の利子補給をする場合に限る。)	二・六四	二・一三	二・六四	二・一三
(十) 地域改善対策特定事業の対象地域内における自立経営志向農業者に貸し付ける(七)に掲げる資金 (市町村が年〇・五七五パーセント（現行年〇・九パーセント）の利子補給をする場合に限る。)	三・〇	二・三七五	三・〇	二・三七五
(十一) 転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金 (市町村が年〇・二七五パーセント（現行年〇・四五パーセント）の利子補給をする場合に限る。)	二・五五	二・〇七五	二・五五	二・〇七五

(一) 転作を行う者に貸し付ける団に掲げる資金(市町村が年〇・二七五パーセント)(現行年〇・四パーセント)の利子補給をする場合に限る。	二・六	二・〇七五							
(二) 重点的に果樹農業の振興を図る必要がある地域内でおどろのハウス栽培を行う者に貸し付ける(一)又は(二)に掲げる資金(市町村が年〇・二七五パーセント)(現行年〇・四五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	二・五五	二・〇七五							
(三) 農業経営改善計画の認定を受けた者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・二七五パーセント)(現行年〇・四五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	二・五五	二・〇七五							
(四) 特定農山村地域において農業を営む者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・二七五パーセント)(現行年〇・四五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	二・五五	二・〇七五							

- 二 農業近代化資金のうち、地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な資金であつて、一定の条件を満たすものの利子補給率の特例措置を廃止することとした。(附則第三項、第四項関係)
- 三 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・九パーセント(現行 年一・〇五パーセント)の割合で利子補給金を交付する場合に県が行う利子補給の率を年〇・九パーセント(現行 年一・〇五パーセント)に引き下げることにした。(第三条関係)

- 二 農業近代化推進資金の貸付利率の上限を年三・二五パーセント(現行 年三・九パーセント)に引き下げることにした。(別表関係)
- 三 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。
- ◇鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- 一 中山間地域活性化資金に係る貸付利率の上限及び県の利子補給率を次のとおり改定することとした。(別表関係)

区 分	貸付利率の上限 (年・パーセント)		利子補給率(年・パーセント)	
	現行	改正後	現行	改正後
加工流通施設整備資金	四・一	三・五	一・九	一・五五
保健機能増進 能増進 備資金	大企業 以外へ の貸付 金 二・七億 円以下の 部分	三・九	三・二五	二・一
	大企業 への貸付 金 二・七億 円超の部分	三・八五	三・二五	二・一五
生活環境 境施設 整備資 金	大企業への貸付金 以外への貸付金 農業協同組合等 への貸付金	三・八五	三・二五	二・一五
	農業協同組合等 への貸付金	三・八	三・二五	二・二
	農業協同組合等 への貸付金	三・九	三・二五	二・一
		一・八	一・八	一・八
		〇・八	〇・八五	〇・八五
		〇・八	〇・九	〇・八五
		〇・六	〇・六	〇・六

- 二 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・四五パーセント」を「年〇・二七五パーセント」に、「年二・五五パーセント」を「年二・〇七五パーセント」に改め、同条第三項中「年〇・三二六パーセント」を「年〇・二二二パーセント」に、「年二・六四パーセント」を「年二・一三三パーセント」に改め、同条第四項中「年〇・九パーセント」を「年〇・五七五パーセント」に、「年三・〇パーセント」を「年二・三七五パーセント」に改め、同条第五項中「第四号」を「第五号」に、「年〇・四五パーセント」を「年〇・二七五パーセント」に、「年二・五五パーセント」を「年二・〇七五パーセント」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「年〇・四五パーセント」を「年〇・二七五パーセント」に、「年二・五五パーセント」を「年二・〇七五パーセント」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「年〇・四五パーセント」を「年〇・二七五パーセント」に、「年二・五五パーセント」を「年二・〇七五パーセント」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「年〇・四五パーセント」を「年〇・二七五パーセント」に、「年二・五五パーセント」を「年二・〇七五パーセント」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第三項及び第四項を削る。

別表中「年二・一パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六パーセント」に、「年二・二パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「年一・〇五パーセント」を「年〇・九パーセント」に改める。

別表中「年三・九パーセント」を「年三・二五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

中山間地域活性化資金の種類等	貸付利率	利子補給率	
		第一条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第二条第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
一 加工流通施設整備資金	年三・五パーセント以内	年一・五五パーセント	年〇・三五パーセント
二 保健機能増進施設整備資金	年三・二五パーセント以内	年一・八パーセント	年〇・六パーセント
三 生活環境施設整備資金	年三・二五パーセント以内	年一・八パーセント	年〇・六パーセント

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。